

議案第四十号

港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める条例（平成二十七年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第四百四十条の六十六第一号ロ(2)」を「第四百四十条の六十六第一号イ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十一号）の施行による介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するため、本案を提出いたします。